

# 沖縄県立南部商業高等学校・やえせ高等支援学校

## 学校いじめ防止基本方針

### 内容

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な方向	2
1. 学校いじめ防止基本方針制定の意義	2
2. 基本理念	2
3. いじめの定義と判断	2
第2章 生徒指導の重層的支援構造に基づく施策	3
1. 第1層：発達支持的生徒指導（全ての生徒：常態的土壌づくり）	4
2. 第2層：課題未然防止教育（全ての生徒：先行的支援）	4
3. 第3層：課題早期発見対応（一部の生徒：即応的支援）	4
4. 第4層：困難課題対応的生徒指導（特定の生徒：個別・継続的支援）	4
第3章 いじめ防止等組織と指導体制	4
1. 学校いじめ防止等組織の構成員等	4
（1）いじめの防止・対応ための組織	4
（2）各委員会組織の構成員	5
2. 学校いじめ防止等組織の役割等	5
第4章 学校におけるいじめの防止等に関する措置	6
1. いじめの防止のための取組	6
2. 早期発見のための取組（※ 些細な事案でも取り上げる。）	6
3. いじめ事案への適切な対処の在り方	7
（1）対象生徒（被害者）への対応	7
（2）関係生徒（加害者）への対応（支援を含む）	7
（3）いじめをはやし立てる児童生徒への対応	7
（4）保護者への対応	7
4. 関係機関との連携	8
5. いじめの解消	8
第5章 重大事態への対処	8
1. 重大事態の定義	8
2. 対処の手順	9
第6章 いじめ事案への対応（フローチャート：発見から解消まで）	10
第7章 学校評価と年間計画	11
1. 学校評価の実施	11
2. 年間活動計画	11

令和8年5月（改定）

# 第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な方向

## 1. 学校いじめ防止基本方針制定の意義

### 学校いじめ防止基本方針（いじめ防止対策推進法 第13条）

<b>第13条</b>	学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。
-------------	---

学校いじめ防止基本方針を定める意義としては、いじめ防止対策推進法（以下「法」という）第13条に基づき、いじめの防止、早期発見、対処、および再発防止を総合的かつ効果的に推進するため、本方針を定める。

- **安心感の醸成**：生徒と保護者に対し、いじめを許さない姿勢と対応をあらかじめ示し、学校生活の安心感を与える。
- **成長支援**：加害者に対する懲戒のみならず、健全な成長を支援する視点を持つ。
- **組織的対応の徹底**：教職員が一人で抱え込まず、組織として一貫した対応を行う。

なお、基本方針については、学校のホームページへ掲載するとともに、その内容を入学時・各年度の開始時に生徒、保護者等に説明するものとする。

## 2. 基本理念

いじめは全ての生徒に関係する問題である。よって、いじめの防止等対策は以下の理念を下におこなうものとする。

表1 いじめ防止の基本理念

①全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにする。
②全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにする。
③いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつ、国、県、学校、地域住民、家庭その他関係者連携下、いじめの問題を克服することを目指す。

## 3. いじめの定義と判断

### いじめの定義（いじめ防止対策推進法 第2条）

<b>第2条</b>	この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
------------	---

いじめの認知（いじめであるかの判断）は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の学校いじめ対策組織を活用して行う。

### 判断の基準：

- 個々の行為が「いじめ」に当たるかは、いじめられた生徒の立場に立ち、形式的に判断しない。
- 「心身の苦痛を感じている」かは、本人が否定しても、表情や様子を細かく観察して判断する。
- けんかやふざけ合いであっても背景を調査し、被害性に着目していじめに該当するか判断する。

表 2：具体的ないじめの態様例

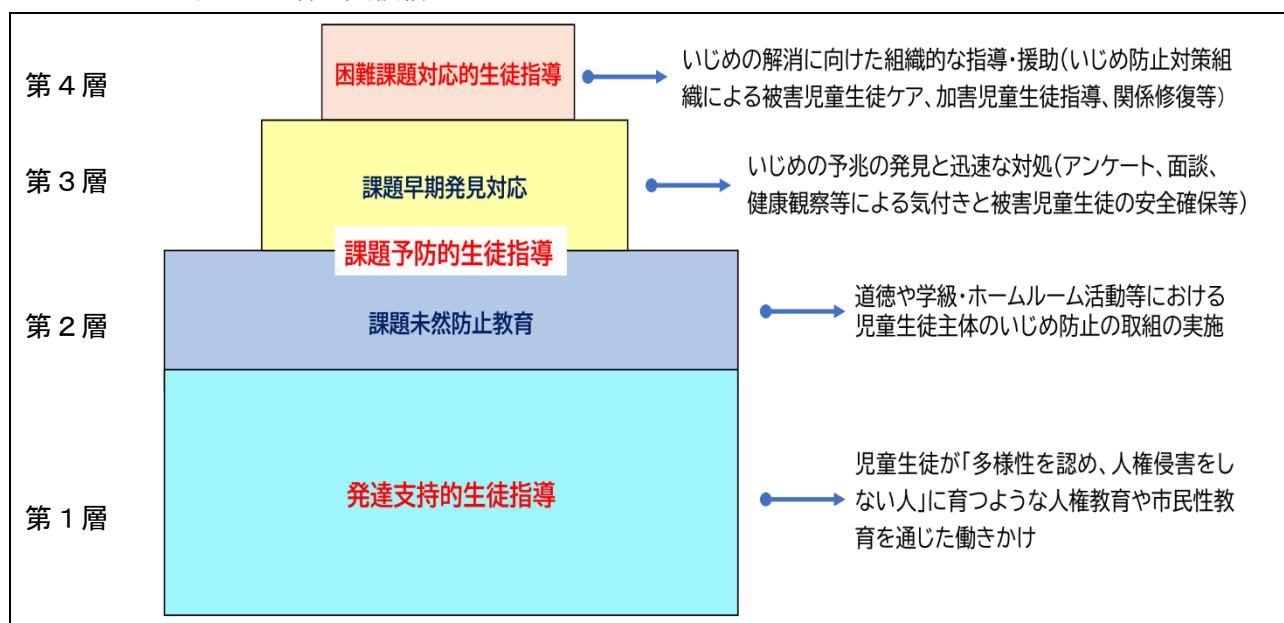
態 様	具 体 例
心理的攻撃	冷やかし、からかい、悪口、脅し文句、嫌なことを言われる
社会的排除	仲間はずれ、集団による無視、席を離される
物理的攻撃	ぶつかる、叩く、蹴る、遊びを装った暴力
財産的侵害	金品をたかられる、隠される、盗まれる、壊される、捨てられる
強 要	嫌なこと、恥ずかしいこと、危険なことをさせられる（万引き等）
ネット上のいじめ	SNS での誹謗中傷、恥ずかしい情報の拡散、なりすまし
性的いじめ	性的な嫌がらせ、わいせつな画像を送らされる

これらの「いじめ」中で、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるもの、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるようなものは、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取る。

## 第 2 章 生徒指導の重層的支援構造に基づく施策

「生徒指導提要」に示された下記の「2 軸 3 類 4 層構造」に基づき、いじめ対策を重層的に展開する。

図 1 いじめ対応の重層的支援構造



(文部科学省 令和 4 年 12 月「生徒指導提要」P.129 より抜粋[一部加筆あり])

## 1. 第1層：発達支持的生徒指導（全ての生徒：常態的土壌づくり）

- **絆づくりと安心・安全な居場所づくり**：全ての生徒が大切にされていると感じられる学級・ホームルーム経営を行う。
- **人権意識の向上**：多様性を認め、自他の大切さを認める人権感覚を育む。
- **自己肯定感・有用感の育成**：役割を与え、達成感を味わわせることで「未来を生きぬく力」を育てる。

## 2. 第2層：課題未然防止教育（全ての生徒：先行的支援）

- **いじめ防止教室**：いじめが人権侵害であり、犯罪になり得ること（暴行、傷害、名誉毀損等）を具体的に学ぶ。
- **SOSの出し方教育**：悩んだときに信頼できる大人（教職員、保護者、専門家）に援助を求める態度を育てる。
- **情報モラル教育**：SNSでの匿名性と拡散性のリスクを理解させ、加害者にも被害者にもならない力を養う。

## 3. 第3層：課題早期発見対応（一部の生徒：即応的支援）

- **アンケート・面談の実施**：定期的な生活アンケート（記名式を原則とする）や教育相談週間を設ける。
- **情報の集約**：些細な変化を教職員間で共有し、スクリーニング会議で早期にリスクを把握する。

## 4. 第4層：困難課題対応的生徒指導（特定の生徒：個別・継続的支援）

- **チーム支援の構築**：深刻な事案に対し、教職員だけでなく外部専門家を含めた支援チームを編成する。
- **関係修復と継続支援**：いじめの解消要件（行為の停止、心身の苦痛の消失）を満たすまで、粘り強く支援を続ける。

# 第3章 いじめ防止等組織と指導体制

## 1. 学校いじめ防止等組織の構成員等

### （1）いじめの防止・対応ための組織

#### いじめの防止等のための組織（いじめ防止対策推進法 第22条）

<b>第22条</b>	学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。
-------------	--

## 重大事態の調査対応組織（いじめ防止対策推進法 第 28 条）

<b>第 28 条</b>	学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（重大事態）に対処し（中略）速やかに、当該学校の設置者又はその設置する <u>学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。</u> （以下省略）
---------------	--

学校におけるいじめの対応については、以下のとおり実効的、組織的な対応を行うため、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等については法第 22 条の組織（①学校いじめ対策・人権委員会）で、重大事態等の発生時の対処等については、法第 28 条の組織（②学校いじめ調査対応委員会）で行う。

**表 4：防止・対応組織の役割等**

組 織 名	役 割	法の根拠
① 学校いじめ対策・人権委員会	平常時のいじめ調査・対応を行う学校内の常設組織	第 22 条
② 学校いじめ調査対応委員会	重大事態の発生時に事実解明のため設置する調査組織	第 28 条

これらの組織の設置により、いじめについて、特定の教職員で問題を抱え込まず、学校が組織的に対応することにより複数の目による状況の見立てを行う。

### （2）各委員会組織の構成員

**表 5：各委員会の構成員**

構成	学校の教職員等	外部の専門家
① 学校いじめ対策・人権委員会	校長、(南)教頭、(両)保健相談部、(両)養護教諭、生徒指導主任、教務主任、各学年主任、各学科主任	心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者 <input type="checkbox"/> 心理（スクールカウンセラー等）
② 学校いじめ調査対応委員会	校長、(両)教頭、生徒指導主任、当該学年主任、当該学科主任、当該 HR 担任、教育相談係 ※やえせ教頭は当該生徒がいる場合のみ参加	<input type="checkbox"/> 福祉(スクールソーシャルワーカー等) <input type="checkbox"/> 弁護士 <input type="checkbox"/> 医師 <input type="checkbox"/> 警察官経験者など ※必要に応じた実効性のある人選

上記の法第 22 条の組織は、「当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成」され、外部専門家の参加が望ましい。

また、法第 28 条の組織は、独立性を確保のためこれらの外部専門家の中から適切な専門家を加えるなど実効性のある人選を行うものとする。

## 2. 学校いじめ防止等組織の役割等

**表 6：各委員会の役割等**

根 拠	第 22 条組織	第 28 条組織
委員会名	① 学校いじめ対策・人権委員会 (常設・校内の中核組織)	② 学校いじめ調査対応委員会 (臨時・調査特化型組織)

主な役割	平常時のいじめ調査・対応組織 ・いじめ防止・早期発見・対応を組織的に行うための常設組織	重大事態（が疑われる場合）の調査組織 ・生命・心身・財産に重大な被害の疑い ・相当期間の欠席を余儀なくされている疑い
外部専門家	・任意（望ましい） ・実効性のある人選	・独立性確保のため必須に近い ・実効性のある人選
具体的な役割	・未然防止の取組・相談窓口 ・情報の収集と記録、共有 ・年間計画の作成・実行・検証・修正（PDCAサイクル） ・教職員の共通理解と意識啓発（校内研修の企画・実施） ・生徒や保護者・地域への情報発信と意識啓発（HP掲載、入学式・始業式等での生徒・保護者への周知） ・定期アンケート・面談・聴取等 ・いじめの認定・対応方針の決定 ・学校いじめ防止基本方針の見直し	・重大事態に至った経緯、いじめの有無、態様の解明 ・対象者・関係者への聴取・記録と分析 ・専門性・中立性を確保した調査の実施 ・調査結果の整理、設置者（県教育委員会）への報告 ・緊急アンケート・面談・聴取等 ・いじめの認定（重大事態等を含む） ・対応方針の決定 ・再発防止策の提言
調査結果	校内対応・改善	設置者（県教育委員会）・首長（県知事）等への報告義務

## 第4章 学校におけるいじめの防止等に関する措置

### 1. いじめの防止のための取組

- ・ 生徒・保護者に対して、本組織の存在及び活動を容易に認識させる取組。  
※ 全校集会の際にいじめ対策組織の教職員が生徒の前で取組を説明する等。

### 2. 早期発見のための取組（※ 些細な事案でも取り上げる。）

- ・ 出席簿を検証する（2日以上連続で欠席している生徒の状況・事由確認）。
- ・ アンケート調査を実施する。
- ・ 学校いじめ対策組織が「相談窓口であること」、「いじめられた児童生徒を徹底的に守り通すこと」を児童生徒に認識されるようにする。
- ・ 報告・通報・情報共有・記録の徹底  
（発見者[担任] → 学年主任 → 教育相談部 → 教頭 → 学校いじめ対策・人権委員会）  
※ 情報共有すべき内容 いつ、どこで、誰が、何を、どのように等。

### 3. いじめ事案への適切な対処の在り方

- ・ 被害者の立場に立って進める。
- ・ 迅速に詳細を確認する。
- ・ いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要するわけではない。例えば、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに謝罪し良好な関係を再び築くことができた場合等においては、「いじめ」という言葉を使わず指導する。  
※ これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を学校いじめ対策組織へ情報共有する。

#### (1) 対象生徒（被害者）への対応

- ・ 被害者（知らせた者を含む）の安全を確保する。
- ・ 被害者を徹底的に守り通す。
- ・ 信頼できる人（友人、教員、家族、地域の人等）と連携し、寄り添う体制をつくる。

#### (2) 関係生徒（加害者）への対応（支援を含む）

- ・ 事情を確認
- ・ いじめは人格を傷つける（生命、身体又は財産を脅かす）行為であることを認識させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・ カウンセリング、教育相談等を行い、本人の問題解決及び成長のための支援を行う。  
必要なときは関係機関との連携を行う。
- ・ 事案によっては、停学や警察との連携も含め、毅然とした態度で対応する。  
いじめをはやし立てる児童生徒への対応
- ・ 自分の問題として考えさせ、いじめを受けている生徒の苦しみを理解させ、いじめは絶対に許されない行為であることに気づかせ、日頃から人権意識を育む。
- ・ 当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する

#### (3) いじめをはやし立てる児童生徒への対応

- ・ 自分の問題として考えさせ、いじめを受けている生徒の苦しみを理解させ、いじめは絶対に許されない行為であることに気づかせ、日頃から人権意識を育む。

#### (4) 保護者への対応

- ・ 窓口を一本化し、教職員間で情報共有を行ったのち、丁寧な説明・対応を心がける。
- ・ つながりのある教職員を中心に、家庭訪問等を行い、事実関係を伝えると共に協力・連携体制を整える。

## 4. 関係機関との連携

- ・ 教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上、犯罪行為、又は児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるようなものについては、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取る。
- ・ ネット上のいじめ事案に関しては、早急に県警サイバー犯罪対策課、法務局等に相談し、書き込みの削除等、支援を依頼する。
- ・ その他、状況に応じて、児童相談所、医療機関等に相談を行う。

## 5 いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされていること。(必要に応じ他の事情も勘案して判断)

表7： いじめの解消要件

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ いじめに係る行為が止んでいること (少なくとも3か月)</li> <li>・ 対象生徒 (被害生徒) が心身の苦痛を感じていないこと</li> </ul> |
|--|

いじめが解消に至っていない段階では、対象生徒 (被害生徒) を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する。(いじめが解消に至るまで対象生徒 (被害生徒) の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。)

## 第5章 重大事態への対処

### 1. 重大事態の定義

生命、心身、財産に重大な被害が生じた疑いがある場合は、法に基づき特別な調査組織を設けます。

#### 重大事態への対処 (いじめ防止対策推進法 第28条)

第28条	<p>学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態 (重大事態) に対処し (中略) 速やかに、当該学校の設置者又はその設置する<u>学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。</u></p> <p>一 いじめにより (中略) 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。</p> <p>二 いじめにより (中略) 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。</p>
------	--

表8： 重大事態の内容

法28条		国の基本方針
第1項	いじめにより、 <u>生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い</u> があるとき。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○児童生徒が自殺を企図した場合</li> <li>○身体に重大な傷害を負った場合</li> <li>○金品等に重大な被害を被った場合</li> <li>○精神性の疾患を発症した場合</li> </ul>

第2項	いじめにより、 <u>相当の期間</u> 学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。	○不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。 ○ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、県教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。
その他	○生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。 <sup>1</sup>	

## 2. 対処の手順

- **重大事態の発生報告：**

直ちに県教育委員会を通じて県知事に報告する。

※ 重大な被害が生じる可能性がある場合は所轄署へも援助要請

- **調査組織の設置：**

学校又は設置者（県教育委員会）の下に第三者を加えた調査組織を設置する。

学校の下に設置する場合は、「学校いじめ調査対応委員会」とする。

- **事実関係の解明：**

アンケートや聴き取りにより客観的な事実経過を解明し、重大事態の「いじめ認定」をする。

- ① アンケート実施

- ・ 実施前に、内容について被害保護者へ承諾を得る
- ・ アンケート対象は状況に合わせて決定（クラス、学年、部活動等）

- ② 面談実施

- ・ 教員、被害本人、加害本人、周囲の生徒、部活動の生徒等
- ・ 生徒への面談は、毎回複数名で聴き取りを行う

- 支援・指導方針の決定

対象生徒（被害生徒）の支援、関係生徒（加害生徒）の指導方針を決定する。

- **調査結果の説明（情報提供）及び報告**

調査の結果について、関係者及び関係機関へ報告する。

- ① 被害生徒・保護者への報告（事実関係を適切に説明）

- ② 県教育委員会を通して首長（県知事）への報告

※ ①の報告後、希望がある場合は被害生徒・保護者の所見を記載した文書を添付

**表9：調査の内容**

<input type="checkbox"/> いつ（頃から）	<input type="checkbox"/> 誰から行われ	<input type="checkbox"/> どのような態様であったか
<input type="checkbox"/> いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか		
<input type="checkbox"/> 学校・教職員がどのように対応したか など		

※この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

※この調査は、民事・刑上の責任追及やその他の争訟等へ対応を直接の目的とするものではない

<sup>1</sup> 生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

く、学校等が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種発生防止を図るものである。

● 関係機関との連携

- ・ 教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上、犯罪行為、又は児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるようなものについては、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取る。
- ・ ネット上のいじめ事案に関しては、早急に県警サイバー犯罪対策課、法務局等に相談し、書き込みの削除等、支援を依頼する。
- ・ その他、状況に応じて、児童相談所、医療機関等に相談を行う。

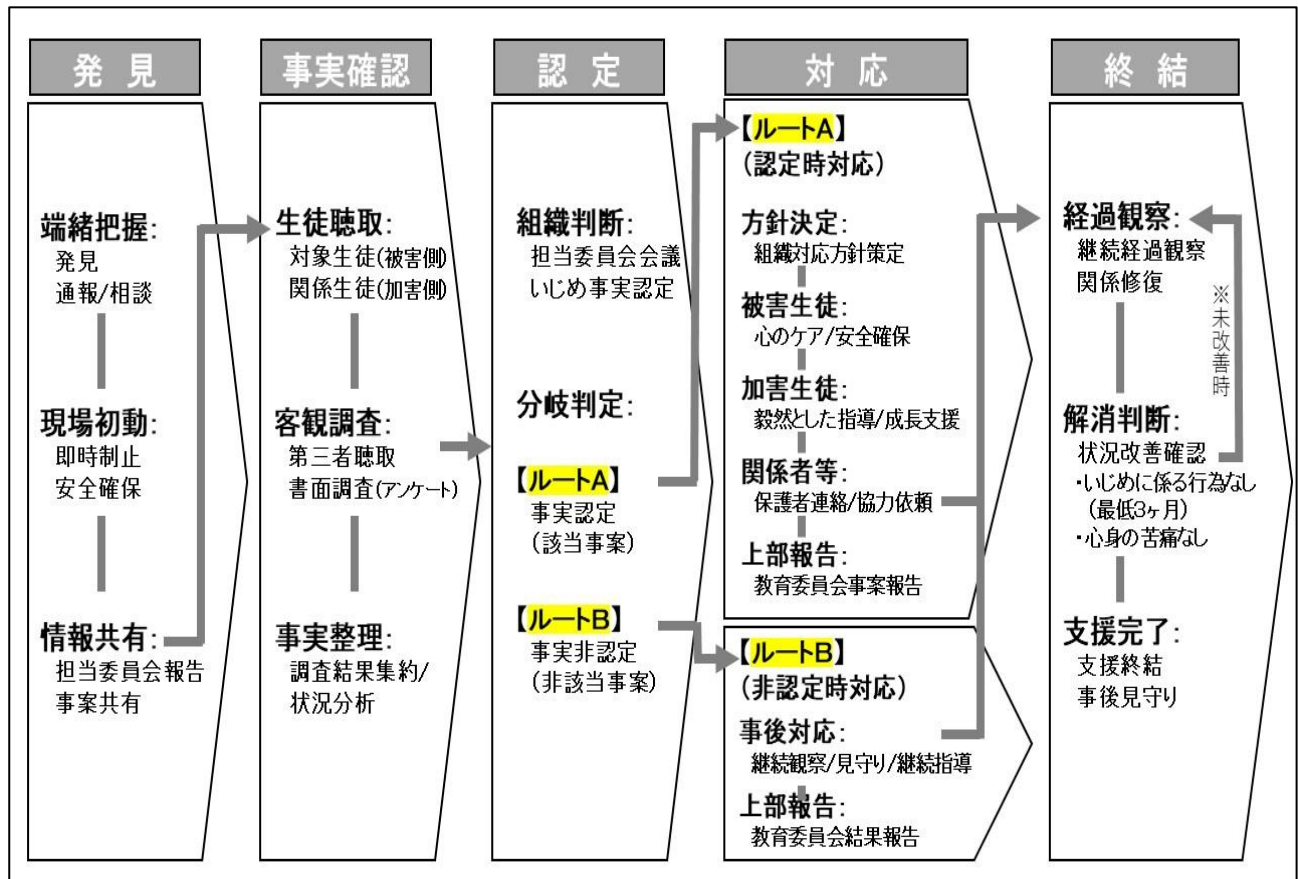
第6章 いじめ事案への対応（フローチャート：発見から解消まで）

いじめに対する措置（いじめ防止対策推進法 第23条）

<b>第23条</b>	<p>学校の教職員（中略）は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。</p> <p>2 学校は、前項の規定による通報を受けたとき（中略）速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずる。</p>
-------------	---

いじめを発見、または通報を受けた場合、以下のチャートに基づき迅速に対応する。

図2：いじめ事案対応のフローチャート



## 第7章 学校評価と年間計画

### 1. 学校評価の実施

いじめの有無や件数のみを評価するのではなく、学校いじめ防止基本方針に基づく取組（未然防止教育の実施状況、組織的対応の迅速さ等）を適切に評価し、改善に繋げる。

#### 学校評価における留意事項（いじめ防止対策推進法 第34条）

<b>第34条</b>	学校の評価を行う場合において(中略)いじめの事実が隠蔽されず、並びにいじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正に評価が行われるようにしなければならない。
-------------	--

#### 評価項目例

- いじめの実態把握（アンケート・面談）の実施状況
- 各いじめ関係委員会の機能性と情報共有の迅速さ
- 未然防止教育（生命の安全教育等）の計画的実施状況

### 2. 年間活動計画

表10：いじめ防止プログラム（年間計画：校内研修・個別面談・教育相談・いじめ防止の取り組み等）

取り組み内容 / 月		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
学校いじめ対策・人権委員会の取組	学校いじめ対策・人権委員会、校内研修	○					○				○		
	アンケートの計画・実施・対処			○	○			○	○		○	○	
	基本方針の見直し												○
	相談窓口の開設（SC相談を含む）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
生徒への取組	学校いじめ防止基本方針の周知	○											
	学校行事（野外学習・歓迎球技大会等）	○	○									○	
	アンケートの実施・対処			○				○			○		
	個人面談				○				○			○	
保護者への取組	学校評価アンケート									○			
	学校いじめ防止基本方針の周知・連携依頼	○											
	三者面談等		○									○	
関係機関との連携	学校評価アンケート（保護者）									○			
	学校評議員会				○					○			○
	学校・警察・関係機関等との連携	必要に応じて連携を図る											

※社会情勢や学校の実態の変化に応じ、PDCAサイクルを通じて毎年度見直しを行う。

#### 【参考資料】

- 文部科学省（令和6年8月改訂版）「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」
- 沖縄県（令和5年4月3日）「沖縄県いじめ防止基本方針」
- 文部科学省（令和4年12月改訂）「生徒指導提要（改訂版）」
- 文部科学大臣決定（平成29年3月13日）「いじめの防止等のための基本的な方針」  
上記の別添2「学校における『いじめの防止』『早期発見』『いじめに対する措置』のポイント」

付則 本方針は、令和8年5月1日より施行する。